

綿 ス フ 織物情報

2019年(令和元年) 6月号 Vol. 1839

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

主 な 内 容

綿工連綿's倶楽部委員会開催/Premium Textile Japan 2020S/S展開催/綿スフ工連・綿工連通常総会及び同交会理事会・評議員会開催/平成30年度第2次補正予算「小規模事業者持続化補助金」公募中/省エネルギー設備投資支援事業(補助金)公募中/平成30年度補正予算「サービス等生産性向上IT導入補助金」公募中/夏季の省エネルギーの取組/TPPの動向/特許公開情報

●綿工連綿's 倶楽部委員会開催

5月11日(土)、大阪綿業会館において今年度1回目の綿工連綿's倶楽部委員会が開催された。当日は2018年度会計報告の後、(1)今年度の全国交流会について、(2)生地販売会について、ほか今年度の活動計画が検討された。

●Premium Textile Japan 2020S/S展開催

5月21日(火)ー22日(水)の2日間、一般社団法人日本ファッションウィーク推進機構主催のテキスタイルビジネス商談会 Premium Textile Japan 2020Spring/Summer が東京国際フォーラムにおいて開催された。工連傘下企業の出展は、遠州の株式会社タケミクロス、古橋織布有限株式会社、天龍社の有限会社福田織物、播州の桑村繊維株式会社、広島のカイハラ株式会社。

●綿スフ工連・綿工連通常総会及び同交会理事会・評議員会開催

5月24日(金)、大阪綿業会館において、日本綿スフ織物工業組合連合会(綿スフ工連)及び日本綿スフ織物工業連合会(綿工連)の通常総会が開催され、(1)2工連の平成30年度事業報告書及び決算関係書類承認の件について、(2)2工連の平成31年度事業計画(案)、収支予算(案)及び賦課金徴収方法(案)(綿工連のみ)承認の件について諮られ、承認された。また、一般財団法人日本綿スフ機業同交会(同交会)では、理事会において、平成30年度事業報告書及び決算関係書類承認の件について諮られ承認された後、評議員会において承認された。

なお、同交会の「平成31年度の事業計画、収支予算」については去る2月26日開催の同交会理事会において、承認されている。

会議終了後、当会監事でもある税理士法人代表の竹内氏より10月から実施される「軽減税率

制度」への対応に必要な準備等について説明があった。

●平成30年度第2次補正予算「小規模事業者持続化補助金」公募中

本誌5月号掲載の通り、4月に日本商工会議所による本事業の公募が開始されたが、商工会地区で事業を営む小規模事業者については事務局が独立行政法人中小企業基盤整備機構に確定し、5月22日から公募が開始された。

「小規模事業者持続化補助金」事業は、小規模事業者が自らの経営を見つめ直し、事業の持続的な発展に向けて経営計画を作成して販路開拓等に取り組む際の経費の一部を補助するもの。

「小規模事業者持続化補助金事業」(商工会地区分)は、全国事務局である独立行政法人中小企業基盤整備機構と、地方事務局である都道府県商工会連合会及び各地商工会が連携し実施する。

○公募期間

一次締切：2019年6月28日(金)

二次締切：2019年7月31日(水)

○対象者及び補助率等

- ・対象者：商工会地区で事業を営む小規模事業者
- ・補助率：補助対象経費の3分の2以内
- ・補助上限：原則50万円

○公募要領

<https://www.smrj.go.jp/org/info/solicitation/2019/pjacom0000003me8.html>

●省エネルギー設備投資支援事業(補助金)公募中

平成31年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)」及び「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金」の公募が5月20日より開始されており、概要及び制度の詳細については、両事業の執行団体である一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)のホームページで公表されている。

○公募期間：2019年5月20日(月)～6月28日(金) ※17:00必着

○事業概要：<https://sii.or.jp/cutback31/overview.html>



平成31年度 省エネルギー・省電力投資促進に向けた支援補助金(省エネ補助金)
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

平成31年度 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金(省電力補助金)

工場・事業場単位と設備単位の両面から、国内で事業を営む法人と個人事業主のみならずの省エネルギー・省電力投資を支援します。

申請パターン

事業内容	申請できる補助金	
	I. 工場・事業場単位	II. 設備単位
① 電気 → 電気	省電力補助金 ※1	省電力補助金
② 電気 → 電気以外	省エネ補助金	省エネ補助金
③ 電気以外 → 電気	省エネ補助金	省エネ補助金
④ 電気以外 → 電気以外	省エネ補助金	省エネ補助金
⑤ ①及び②～④のいずれかの複合	省エネ補助金	原則として、①は省電力補助金、②～④は省エネ補助金に別けて申請 ※2

I. 工場・事業場単位での省エネルギー・省電力導入事業

・新建や設備は限定していません。
 ・省エネルギー・省電力となる事業は申請可能です。
 ・化のよくなる省エネ設備を更新するか、「省エネ取組」を行うかを判断の上申請ください。
 ・省エネルギー・省電力の計算方法は、事業者の方が検討・決定してください。

II. 設備単位での省エネルギー・省電力設備導入事業

・新建は限定していません。
 ・更新設備は設備区分の中から選択してください。
 ・補助事業ポータルへ入力したければ、省エネルギー・省電力計算や申請書類の作成が容易になります。

申請パターン

① 工場・事業場単位で省エネ(エネルギー管理単位) → 省電力補助金
 ② 工場・事業場単位で省エネ(エネルギー管理単位) → 省エネ補助金
 ③ 設備単位で省エネ → 省電力補助金
 ④ 設備単位で省エネ → 省エネ補助金

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

	I. 工場・事業場単位				II. 設備単位	
	(a) 一般事業	(b) 大規模事業	(c) 連携事業	(d) エネマネ事業	既設設備を一定以上の省エネ性の高い設備に更新する事業	
申請要件	省エネルギー設備への更新、改修等、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(以下「EMS」という)の新設により、原油換算ベースで省エネルギー率 5%以上 又は エネルギー消費原単位改善率 5%以上 (注)	省エネルギー設備への更新、改修等、EMSの新設により、原油換算ベースで省エネルギー率 500k以上 を達成する事業	複数の事業者間において、ユーティリティの共有による省エネルギー率や生産品等の相互融通等により、一律として省エネルギー化を図り、(a)又は(b)の要件のいずれかを満たす事業	SIHに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIHに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネ化を図り、EMSの制御効果と省エネ化設備等による運用効果により、原油換算ベースで省エネルギー率 2%以上 を達成する事業	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 33%; text-align: center;">高効率空調</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">産業ヒートポンプ</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">業務用給湯器</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">高性能ボイラ</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">高効率コージェネレーション</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">医療用工業炉</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">冷凍冷蔵設備</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">産業用モータ</div> </div>	
補助率	中小企業者等 ※1 1/3以内 (d)と同時申請 1/2以内	1/2以内 ※投資回収年数が年未満の事業は 1/3以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。	1/2以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。	エネマネ事業のみ申請 1/2以内	中小企業者等 ※1 1/3以内	大企業 (みなし大企業を含む) ※2 対象外
補助対象経費	設計費、設備費、工事費				設備費のみ	
補助金限度額	【上限額】 15億円/年度	【上限額】 20億円/年度	【上限額】 30億円/年度	【上限額】 15億円/年度	【上限額】 3,000万円 【下限額】 30万円	

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が減少し、かつ、エネルギー消費量が減少する事業に限る。
 ※1 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者)であって、みなし大企業を除く。個人事業主及び法団上の会社(株式会社、合資会社、合同会社、有限会社)以外の法人。
 ※2 大企業とは、中小企業者等以外の法人。
 ※3 事業規模が大きく年度での事業実施が困難な事業(複数年度事業)の事業全体の補助金上限額は、(a)5億円、(b)6億円、(c)9億円、(d)5億円とする。

電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金

I. 工場・事業場単位		II. 設備単位	
(a)省電力設備導入事業		(b)エネマネ活用事業	
申請要件	<p>省電力設備への更新、改修等、EMSの新設により、電力使用量を10%以上削減する事業</p> <p>・投資回収率が5年以上の事業が対象です。 ・既存の電力使用設備を高効率の電力使用設備に更新する事業を対象とします。ただし、単年度事業に限ります。 ・トランプランナー制度対象機器を導入する場合は、トランプランナー基準を満たす機器のみを補助対象とします。</p>	<p>(a)の事業に加えて、SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省電力化を図り、EMSの制御効果と省電力診断等による運用改善効果により、電力使用量を2%以上削減する事業</p>	<p>既設設備を一定以上の省電力性能の高い設備に更新することで、電力使用量を10%以上削減する事業</p> <p>対象設備</p>
補助率	<p>中小企業等^{※1} 1/3以内</p> <p>大企業^{(99名以上企業等)^{※2}} 1/4以内</p>	<p>1/2以内</p> <p>1/3以内</p>	<p>中小企業等^{※1} 1/3以内</p> <p>大企業^{(99名以上企業等)^{※2}} 1/3以内</p>
補助対象経費	設計費、設備費、工事費		設備費のみ
補助金限度額	<p>【上限額】 15億円</p> <p>【下限額】 100万円</p>		<p>【上限額】 3,000万円</p> <p>【下限額】 30万円</p>

※1 中小企業等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主及び会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人。
 ※2 大企業とは、中小企業者等以外の法人。
 ※3 複数年度事業、原単位改善を行う事業、連携事業、年度またが事業の場合は、省エネ補助金(I.工場・事業場単位)で申請してください。

申請の流れ

I. 工場・事業場単位	II. 設備単位
SIIホームページで公募要領確認 補助対象事業、補助対象設備等が募集要件を満たすことを確認してください。	見積り仕様書の作成 導入予定設備が省エネルギー基準・省電力基準を満たすように作成ください。
補助対象設備を決定 既存設備の能力と稼働条件を踏まえて導入予定設備の仕様を検討ください。	3者見積りの取得 設備区分ごとに3者から見積りを取ってください。導入予定設備は、5者見積りの結果、補助対象経費の最低価格の設備となります。
参考見積りを取得 導入予定設備の見積りを取得してください。	必要書類を用意 補助事業ポータルサイトへ情報を入力するために必要な添付書類を揃えてください。
工場・事業場単位の省エネ量・省電力量を算出 事業場全体のエネルギーに据る収収量や導入予定設備のカタログから計算してください。	アカウントを取得し、ポータルへログイン 補助事業ポータルサイトを利用するために、SIIのホームページからアカウントを取得してください。
必要情報の入力 補助事業者情報と導入予定設備・経費の情報を正確に入力ください。	指定書類作成 提供様式でポータルに入力された情報から書類を作成ください。
省エネ・省電力計算、指定書類作成 ポータルに入力された情報から、自動的に省エネ・省電力計算がされます。	出力・押印・郵送 交付申請書類を全て揃え、適切にファイリング後、郵送ください。
交付申請書の提出 2019年6月28日(金) 17:00必着 交付申請書類を全て揃え、適切にファイリング後、郵送ください。	交付決定 2019年8月下旬(予定) SIIホームページにて公表
事業開始 必ず交付決定を受けた後に発注してください。	事業完了後、補助金交付 完了報告の内容を確認の上、補助金の額を確認し、補助金が交付されます。事業完了以降、成果の報告が必要です。

全体スケジュール

2019年5月

16日(木)東京 17日(金)大阪
 20日(月)札幌、沖縄 21日(火)仙台、福岡
 22日(水)名古屋、広島 23日(木)石川、香川

※SIIのホームページ(https://sii.or.jp/)で事前エントリーが必要です。

公募期間 2019年5月20日(月)～2019年6月28日(金)
 交付決定 2019年8月下旬(予定)
 事業期間 交付決定日～2020年1月31日まで

申請 審査 事業期間 事業完了

事業開始 発注 工事 検収 支払い

交付決定日

3家以上の見積り依頼・発注を行う必要が有ります。
 発注、発注等は必ず交付決定後に行ってください。
 交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助対象外となります。

2020年1月31日まで

留意事項

- 当資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず公募要領等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてIDを取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行ってください。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を出す必要があります。SIIの指定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要がある場合があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、あらかじめSIIの承認を得る必要があります。
- 補助金を返還いただく場合がありますのでご注意ください。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

I. 工場・事業場単位	II. 設備単位
03-5565-4463	0570-055-122
	IP電話からのお問い合わせ 042-303-4185

受付時間: 10:00～12:00, 13:00～17:00 (土日祝日を除く)



●平成30年度補正予算「サービス等生産性向上IT導入補助金」公募中

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）は、中小企業・小規模事業者等における生産性向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現することを目的としている。

導入ツールによってA類型とB類型があり、A類型はすでに公募終了。B類型は6月28日が申請の締切だが、7月中旬より二次公募が開始される。補助金対象となるITツールはあらかじめ支援事業者が事務局に登録したもの。

○A類型とB類型の違い

申請条件（ツール）

ITツールの機能をプロセスに集約し、点から面での業務改善・支援を促進。

(申請条件)

- ・類型Aについては、ソフトウェアから2プロセス以上（業務プロセスから1プロセス以上）
- ・類型Bについては、ソフトウェアから5プロセス以上（業務プロセスから3プロセス以上）

(効果報告)

- ・類型Aについては、2020年4月から2022年4月までの3回
- ・類型Bについては、2020年4月から2024年4月までの5回

ソフトウェア						オプション	
業務パッケージ (8つの業務プロセス)			効率化 パッケージ	汎用 パッケージ	機能拡張	データ連携ツール	
① 顧客対応 販売支援	② 決済・債権債務 資金回収管理	③ 調達・供給 在庫・物流			セキュリティ製品	ホームページ関連費	
④ 人材配置	⑤ 業務固有プロセス (実行系)	⑥ 業務固有プロセス (支援系)	⑨ 自動化・分析	⑩ 汎用	役務		
⑦ 会計・財務 資産・経営		⑧ 総務・人事 給与・労務			導入コンサル ティング	導入設定 マニュアル 作成・ 導入研修	保守 サポート

サービス等生産性向上IT導入支援事業（30補正）の概要

- 中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や自動化を行うITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援。
- IT事業者による申請支援や導入後のフォローアップ等を通じて、中小企業側の煩雑な手続きを解消しつつ、着実な生産性向上を促す。

1. 補助対象事業者

中小企業、小規模事業者（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）

2. 補助対象ツール

補助金HPに公開されているITツール（ソフトウェア、サービス等）が対象（ハードは対象外）。相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等を含む。

3. 補助額、補助率

	補助額	補助率
類型A	40万円～150万円未満	1/2
類型B	150万円～450万円	

4. 30補正予算の主なポイント

- ITツールの導入成果を事前にコミットさせ、IT補助金のHP等で公表。効果の高いITツール、優秀なIT事業者を見える化し、競争を促進。
- ロカベン指標の活用を通じて、導入効果等を中小事業者にフィードバックし、意識向上を図る。
- 金融機関、中小企業支援機関等との連携体制を全国で構築。IT利活用に係る情報発信や案件発掘、優良事例の横展開等を実施。

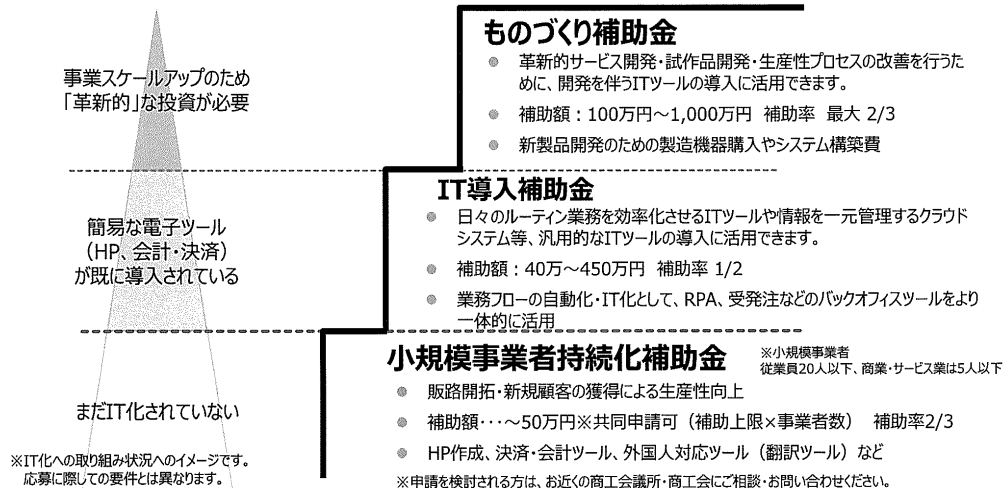
5. スケジュール

- 4月15日IT導入支援事業者（ITベンダー）の登録。4月19日にITツールの登録開始。
- 5月27日から中小事業者への公募を開始。（ご参考）平成30年度補正IT導入補助金HP <https://www.it-hojo.jp/>

1

中小企業生産性革命推進事業におけるIT導入補助金の位置づけ

- 平成30年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業（1100億円）」として、ものづくり補助金、持続化補助金と連携し、中小事業者のIT化を一体的に推進。
- IT導入補助金については、平成30年度補正では、多機能・多様なITツールに対応できるように補助額を増額し、持続化補助金と重複を整理。より業務プロセスやバックオフィス業務を中心としたIT化を促進。



2



IT導入補助金2019のスケジュール・補助額・補助率

- IT導入補助金については、2 類型を設け、補助額が少額の類型Aについては、導入までの時期を類型Bよりも短くすることで、スムーズなITツールの導入を支援。

公募期間	A類型	5月27日(月)～6月12日(水)
	B類型	5月27日(月)～6月28日(金)
採択予定日	A類型	6月26日(水)
	B類型	7月16日(火)
補助上限額・ 下限額	A類型	上限額：150万円未満 下限額：40万円
	B類型	上限額：450万円 下限額：150万円以上
補助対象経費区分	ソフトウェア費、導入関連費	
補助率	1/2以内	

○交付申請の手引き

https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_manual.pdf

○公募要領

https://www.it-hojo.jp/h30/doc/pdf/h30_application_guidelines_first.pdf

●夏季の省エネルギーの取組

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成されており、毎年、夏と冬の省エネキャンペーン期間が始まる前に開催されている。5月21日、当該会議にて「夏季の省エネルギーの取組について」を決定した。

○工場・事業場関係について

①工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

以下に掲げる取組の推進を含め、省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施すること。なお、特定事業者においては、平成28年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」によるSABCの評価も踏まえた取組を行うこと。

- ・事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
- ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- ・省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」

に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。

[参照]

～事業者クラス分け評価制度～

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/classify/

～工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準～

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/handankijun30.pdf

～工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針～

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/shishin_kojyo.pdf

②自主的な省エネルギーの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2020年及び2030年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にあつては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の業種に属する事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も、使用していないエリアの消灯の徹底や空調における適切な温度管理を含め、自主的・計画的に省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

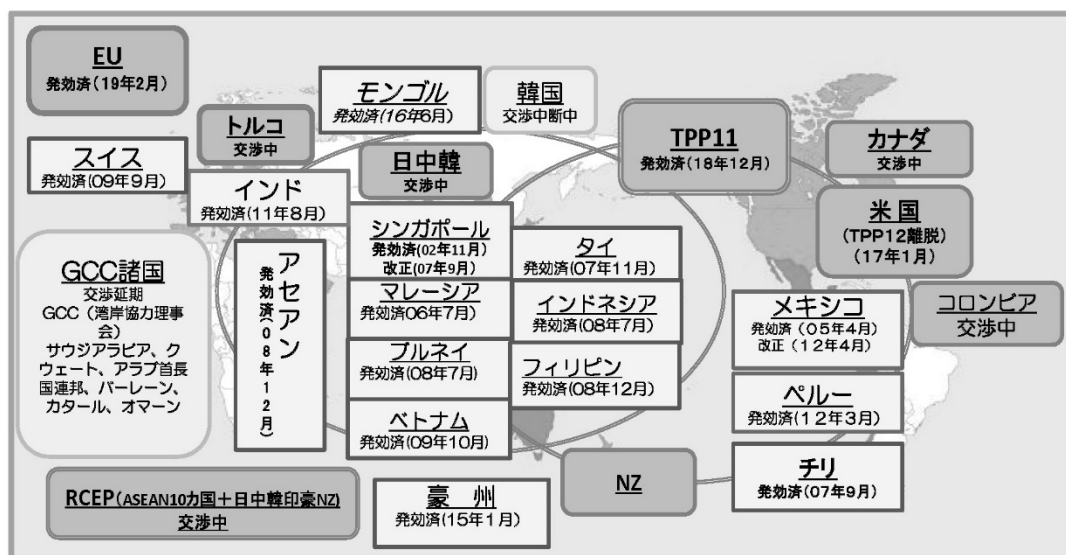


EPA(経済連携協定)／TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国3地域)： EU、TPP11、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 交渉中(3カ国、2地域)： RCEP、日中韓、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域)： 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国：カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱：2017年1月)

EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

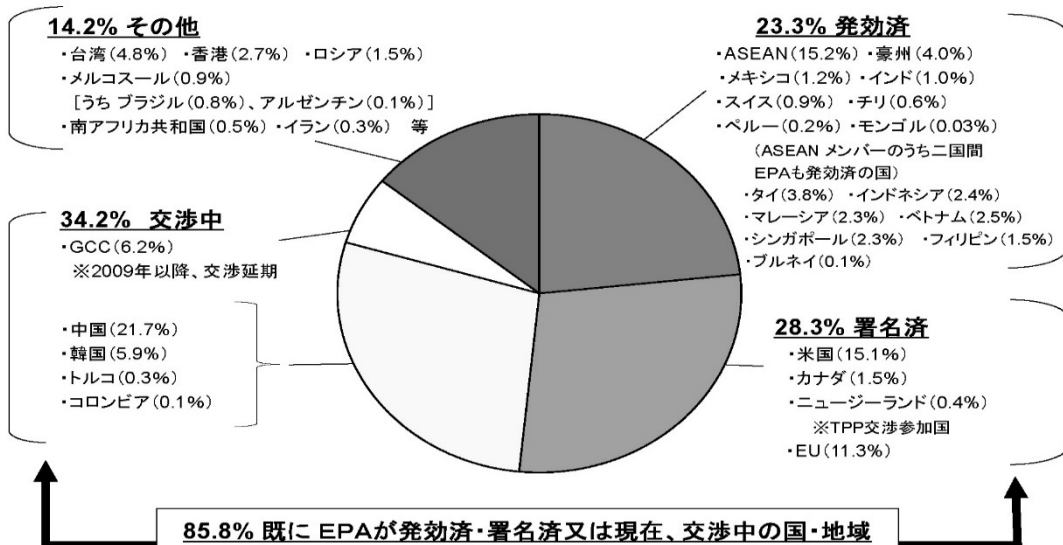
◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
シンガポール	◆(1月)	◆(11月)				△(3月)											
メキシコ		◆(11月~)	◆(9月)	◆(4月)								△(9月)	▲(4月)				
マレーシア			◆(1月~)		◆(12月)	◆(7月)											
チリ				◆(2月~)	◆(4月)	◆(13月)	◆(9月)										
タイ			◆(2月~)			◆(4月)	◆(11月)										
インドネシア					◆(7月~)	◆(9月)	◆(7月)										
ブルネイ					◆(6月~)	◆(6月)	◆(7月)										
ASEAN全体 (AJCEP)(注)	《物品貿易等》			◆(6月~)		◆(4月)	◆(12月)			◆(10月~)							
フィリピン		◆(2月~)	◆(9月)				◆(12月)										
スイス						◆(5月~)	◆(2月)	◆(9月)									
ベトナム					◆(1月~)		◆(12月)	◆(10月)									
インド					◆(1月~)		◆(2月)	◆(16日)									
ペルー							◆(5月~)	◆(5月)	◆(3月)								
豪州						◆(4月~)						◆(7月)	◆(1月)				
モンゴル											◆(6月~)	◆(2月)	◆(6月)				
TPP12												◆(7月~)	◆(2月)				
TPP11																	◆(5月~)
EU																	◆(4月~)

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等について、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2018年7月時点)

(2017年貿易総額ベース)



【参考】主要国のFTA比率^(注)

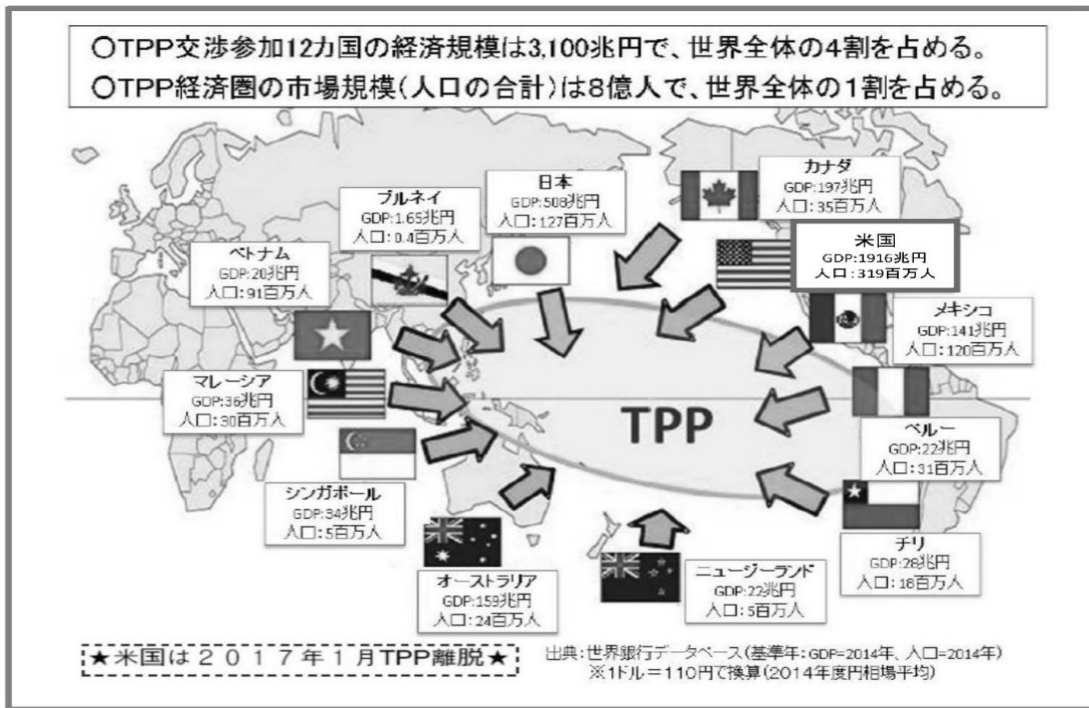
日本:51.6%、米国:47.2%、EU:32.8%、韓国:68.2%、中国:38.7%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典) 日本は財務省貿易統計(2017年確報値)(2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2017年4月)。



●TPPの概要



TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
 条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 22項目を凍結(うち11項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)

凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物（第5・7条1（f）の第2文） | ○ 一般医薬品データ保護（第18・50条） |
| ○ ISDS（投資許可、投資合意）関連規定（第9章） | ○ 生物製剤データ保護（第18・51条） |
| ○ 急送便附属書（附属書10-B 5及び6） | ○ 著作権等の保護期間（第18・63条） |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定（第11・2条の一部等） | ○ 技術的保護手段（第18・68条） |
| ○ 電気通信紛争解決（第13・21条1（d）） | ○ 権利管理情報（第18・69条） |
| ○ 政府調達（参加条件）（第15・8条5） | ○ 衛星・ケーブル信号の保護（第18・79条） |
| ○ 政府調達（追加的交渉）（第15・24条2の一部） | ○ インターネット・サービス・プロバイダ（第18・82条、附属書18-E、附属書18-F） |
| ○ 知的財産の内国民待遇（第18・8条（脚注4の第3～4文）） | ○ 保存及び貿易（第20・17条5の一部） |
| ○ 特許対象事項（第18・37条2、第18・37条4の第2文） | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性（附属書26-A第3条） |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長（第18・46条） | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部（附属書IIの一部） |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長（第18・48条） | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部（附属書IVの一部） |

なお、凍結事項に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすことになる。

TPP11の効果

経済効果

<TPP11>

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
（2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当）
- ・労働供給：約0.7%（約46万人）増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額：約900～1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律



日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

○英国のEU離脱の動き

「合意無き離脱」となった場合の日本との輸出入手続き
イギリスは3月29日にEUを離脱する予定だったが、議会在離脱協定を3度にわたり否決したため、EUは離脱期限を10月31日まで延長した。

ノー・ディールとなる場合の法制度上の留意点

英国・日本間の輸出入手続き

日本と英国のAEO相互承認（日英両政府が準備中）

2019年3月22日、日本税関が進捗状況を発表。

適用期間	英国がEUから合意なく離脱した日以降
対象	日本と英国間の輸出入
内容	日本と英国は両国のAEOを相互承認、迅速な通関を継続
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・日本とEUは2010年、認定事業者（AEO）制度の相互承認に合意。 ・ノー・ディール離脱となった場合、日英両国のAEO事業者の貨物に対する迅速な通関を継続させるため、日英両政府はAEO相互承認取決めの署名及び実施に向け準備中。 ・内容は、日EUの相互承認と同様となる予定。通関時に必要となる相互認証用コードも、日EUと同様する予定。
参考URL	http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/brexit_aeo.htm http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8379094/www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka220624.htm

英国の輸出規制対象物品（英国から日本への輸出）

対象	英国から日本への輸出（軍需品、二重用途物品、武器等）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・二重用途物品については、英国以外のEU加盟国で発行された輸出ライセンスでは、英国から日本向けの輸出ができなくなる。英国で発行されたライセンスは引き続き有効。 ・軍需品、武器などの輸出手続きは変更なし。
参考URL	https://www.gov.uk/guidance/exporting-controlled-goods-after-eu-exit

図表5 自己証明方式の比較

	豪州EPA	TPP CPTPP	EU-EPA
証明者	輸入者、輸出者、生産者		
様式	不問(日豪:税関提示サンプルあり)		規定
記載事項	①証明者:名前、住所(国名)、輸入者、輸出者、生産者のいずれか ②産品の名称、HSコード(6桁)、インボイス番号(1次利用) ③利用した原産地基準 ④(数次利用の原産地証明書)有効期間(最長12カ月) ⑤署名及び日付、宣誓文		
使用言語	英語		(日本語可)
有効期間	1年(起算日:原産地申告書作成日)		
根拠資料添付	輸入国の規定による(原産地申告書+根拠資料)		
保管期間	5年		4年(輸入者:3年) *電子媒体での保管可
検証	①文書照会 ②立入検査		①文書照会 (無作為抽出含む) ②立入検査

○日EU協定の自己申告原産地証明書について問合せ先

各税関原産地調査官

名古屋税関

電話番号:052-654-4205

メールアドレス: nagoya-gyomu-gensanchi@customs. go. jp

大阪税関

電話番号:06-6576-3196

神戸税関

電話番号:078-333-3097

メールアドレス: kobe-gensan@customs. go. jp

○原産地証明書(税関EPAマニュアル)

P.51-54 (P.51の下方に原産地証明書サンプル)

<http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#search=%27%E6%97%A5EU%E5%8E%9F%E7%94%A3%E5%9C%B0%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%27>



●特許公開情報

2019年5月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2019年5月公開分)

<5月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2019-069614	帝人株式会社	積層布帛および繊維製品
2	特開 2019-070212	帝人フロンティア株式会社	グローブ用布帛および繊維製品
3	特開 2019-070216	KBセーレン株式会社	高収縮性常圧カチオン可染性ポリエステル繊維及びそれを用いた混織糸並びにそれらを用いた布帛
4	特開 2019-070222	帝人フロンティア株式会社 株式会社ニトリホールディングス	布団
5	特開 2019-071292	株式会社不二越	燃料電池用炭素繊維織物
6	特開 2019-072911	ジェイサイエンテック株式会社 パナック株式会社	複合シート
7	特開 2019-072945	千葉 博子 (大阪府)	装飾基材
8	特開 2019-073807	東レ株式会社 東レ・テキスタイル株式会社	仮燃加工糸および織編物
9	特開 2019-073816	住江織物株式会社	糸及び該糸を少なくとも一部に備えてなる布帛
10	特開 2019-073830	トヨタ紡織株式会社	織物
11	特開 2019-073834	帝人株式会社 東海染工株式会社	難燃性布帛および繊維製品
12	特開 2019-073837	日本フィルコン株式会社	吸水体の製造装置に使用されるメッシュベルト
13	特開 2019-073841	KBセーレン株式会社	伸縮性布帛
14	特開 2019-074571	トヨタ紡織株式会社	光ファイバー結束体及びその製造方法並びに光ファイバー発光装置
15	特開 2019-074618	日本放送協会 一般財団法人NHKエンジニアリングシステム	映写用スクリーン

16	特開 2019-077175	ダイキン工業株式会社	積層体
17	特開 2019-077964	日本バイリーン株式会社	繊維シート及び繊維シートの製造方法
18	特開 2019-077969	国立大学法人福井大学 日本毛織株式会社 株式会社ゴーセン	光ファイバー織物及び視神経活動測定支援装置
19	特開 2019-078741	シー. アール. エフ. ソシ エタ コンソルティレ ペル アツィオニ (伊)	フロック加工された導電性の横糸を有する多機能の生地を備えた変形検出デバイス
20	特開 2019-081968	帝人株式会社	染色されたメタ型全芳香族ポリアミド繊維および紡績糸および布帛および繊維製品
21	特開 2019-081976	東レ株式会社	シート状物およびその製造方法
22	特開 2019-081987	旭化成株式会社	ガラスクロス、プリプレグ、及びプリント配線板
23	特開 2019-081995	南亜塑膠工業股▲ふん▼有限公司 (台湾)	環境を涼しく感じる織布及びその作製方法
24	特許 6513319	信越石英株式会社	石英ガラスフィラメントの製造方法

5月の行事

- 5月11日…………… 綿工連綿’s倶楽部委員会(大阪綿業会館)
- 5月21～22日……JFW-Premium Textile Japan 2020S/S(東京国際フォーラム)
- 5月24日……………綿スフ工連/綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)

5月以降の行事

- 6月11日…………… SCM推進協議会総会(東京・TFTビル)
- 6月18日…………… SCM推進協議会取引改革委員会(東京・TFTビル)
- 6月20日…………… 第128回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 6月25～26日……ジェトロ欧米向けテキスタイル輸出展示商談会(東京・ジェトロ本部)
- 6月28日…………… ” (名古屋・あいち国際ビジネス支援センター)
- 7月30日…………… 織産連常任委員会(霞ヶ関ビル)



“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。

